

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>次の事業を営む会社及び外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること</p> <p>(1) 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売</p> <p>(2) 装飾品の輸入、企画、製造及び販売</p> <p>(3) 靴、靴用品及び鞆の輸出入、企画、製造及び販売</p> <p>(4) ゴルフ練習場の経営</p> <p>(5) ゴルフ用品の販売</p> <p>(6) 飲食店の経営</p> <p>(7) 広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買</p> <p>(8) コンピューターシステムの運用支援</p> <p>(9) 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託</p> <p>(10) 損害保険代理業</p> <p>(11) 不動産賃貸及び管理業</p> <p>(12) 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理すること</p> <p>(1) 衣料品及び衣料雑貨品の輸入、企画、製造及び販売</p> <p>(2) 装飾品の輸入、企画、製造及び販売</p> <p>(3) 靴、靴用品及び鞆の輸出入、企画、製造及び販売</p> <p><u>(4) 化粧品、スキンケア製品、及びヘアケア製品の販売</u></p> <p><u>(5) コンパクトディスク等の情報記録物の企画及び販売</u></p> <p>(6) ゴルフ練習場の経営</p> <p>(7) ゴルフ用品の販売</p> <p>(8) 飲食店の経営</p> <p>(9) 広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買</p> <p>(10) コンピューターシステムの運用支援</p> <p>(11) 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託</p> <p><u>(12) 関連会社に対する貸付、保証及び投資</u></p> <p>(13) 損害保険代理業</p> <p>(14) 不動産賃貸及び管理業</p> <p><u>(15) 企業研修施設の経営</u></p> <p>(16) 前各号に附帯する一切の事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>コンピューターソフトウェア及びコンピューターネットワークシステムの利用許諾 コンピューター並びに関連機器の賃貸及び導入指導 知的財産権（特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託</p> <p>— 損害保険代理業 — 不動産賃貸 — 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>コンピューターソフトウェア及びコンピューターネットワークシステムの利用許諾 コンピューター並びに関連機器の賃貸及び導入指導 知的財産権（特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理 関連会社に対する経営指導のための企業管理、経営受託</p> <p>— <u>関連会社に対する貸付、保証及び投資</u> — 損害保険代理業 — 不動産賃貸及び管理業 — 前各号に附帯する一切の事業</p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>機関</u>）</p> <p><u>第4条</u> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>取締役会</u> <u>監査役</u> <u>監査役会</u> <u>会計監査人</u></p>
<p>（<u>公告の方法</u>）</p> <p><u>第4条</u> 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>（<u>公告方法</u>）</p> <p><u>第5条</u> 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は300,000,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、300,000,000株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下、『単元未満株式』という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>(自己株式の買受け)</p> <p>第7条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 — 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

現 行 定 款	変 更 案
	<ul style="list-style-type: none"> — <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> — <u>次条に定める請求をする権利</u>
<p>(単元未満株式の買増し請求)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程の定めるところに従い、<u>所定の手数料を支払って、当社に対して、その所有する当社の単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の当社の株式を譲渡するように請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合、その他株式取扱規程に定める場合はこの限りではない。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し請求)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところに従い、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。但し、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合、その他株式取扱規程に定める場合はこの限りではない。</u></p>
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、株券喪失登録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、株券喪失登録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、<u>法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要がある場合には、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 8 月末日とする。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>(議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 商法第343条第1項に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2をもってこれを行う。	(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (条文省略)	(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名捺印又は電子署名して当会社で保存する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p><u>第18条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p><u>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付き取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選任するほか、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長若干名、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。</p> <p>2. 取締役会長、取締役社長は当会社を代表する。</p> <p>3. 取締役会長、取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長若干名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. 取締役会長及び取締役社長は、当会社を代表し、業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会長、取締役社長のほか、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>
<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。</p>	<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、相談役及び顧問を置くことができる。</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役会の権限)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の権限)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (条文省略)	(取締役会の招集権者及び議長) 第27条 (現行どおり)
(取締役会の決議の方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u> 2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第28条 (削除) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
(取締役会の議事録) 第27条 <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名して当社に保存する。</u>	(削除)
(取締役の責任免除) 第28条 当社は、 <u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(監査役の数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、<u>3名以上5名以内</u>とする。</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、<u>株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を選任する。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第35条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の権限)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することが出来る。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席監査役が記名捺印又は電子署名して当会社に保存する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、社外監査役との間に、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</u></p>	<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p>
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	<p>(会計監査人の選任)</p> <p>第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新設)	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p><u>第43条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
第6章 計算	第7章 計算
<p>(営業年度)</p> <p><u>第41条</u> 当社の営業年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p><u>第44条</u> 当社の事業年度は、毎年9月1日より翌年8月末日までの1年とする。</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p><u>第42条</u> 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第46条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年8月末日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第43条 当社は、取締役会の決議により毎年2月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、「中間配当」という)をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(利益配当及び中間配当の除斥期間)</p> <p><u>第44条 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始をした日より満3年を経過しても受領されない場合は、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>2. 未払の利益配当金及び中間配当金には、利息を付けないものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始をした日より満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社は<u>その</u>支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 未払の配当金には、利息を付けない。</u></p>
<p>(附則)</p> <p><u>第26条第2項、及び第40条についての新設の効力ならびに当該条文の新設に伴う必要な条数の繰下げは、「会社法」(平成17年法律第86号)の施行を停止条件として発生するものいたします。</u></p>	<p>(削除)</p>

以 上